

スティーヴン・H・アンガー「IEEE 倫理サポートへの攻撃」

Stephen H. Unger, "The Assault on IEEE Ethics Support."

(<http://onlineethics.org/essays/discharge/unghot.html> 2001年12月15日)

キーワード

IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers, 電気電子技術者協会)

倫理委員会(Ethical Committee)

倫理ホットライン(Ethics Hotline)

倫理サポート基金(Ethics Support Fund)

はじめに

この論文は、アメリカで最も大規模な専門職技術者協会の一つである IEEE が過去に行った倫理関連事業の歴史的経緯を取り扱ったものである。著者のスティーヴン・アンガーは、現在は IEEE-SSIT(IEEE Society on Social Implications of Technology)倫理委員会の議長を、1997年と1998年には IEEE 倫理委員会の議長を務めるなど、工学倫理の普及と倫理的技術者のサポートに積極的に関わってきた。その経験から、この論文では特に倫理ホットラインおよび倫理サポート基金を計画・運営していく過程で、どのような困難な事態が発生したかが詳しく論じられている。以下はその内容の要約である。

1. IEEE 倫理関連事業の起源

1972年頃、IEEE が倫理サポート活動を開始するきっかけとなる事件が起こった。IEEE 会員で、当時 BART (Bay Area Rapid Transit System, 湾岸地域高速旅客輸送システム) の開発に携わっていた三人の技術者が、プロジェクトを進める過程で安全性や適切性に疑いのある業務を目にした。そこで三人は、経営側からも認められている通常のルートを利用して自分たちの懸念を上司に報告したが、彼らの訴えは繰り返し無視されたため、彼らは問題を直接 BART の役員会に持ち込んだ。その結果、彼らの訴えは退けられ、その後すぐに一方的な仕方での解雇を申し渡されたのだ。しかし、後にさまざまなグループが行った調査によれば、彼らの指摘は十分に根拠のあるものであることが分かった。

この事件の際、IEEE に対して、協会としても三人の技術者の側に立って事件に介入すべきであり、そして、将来こういった事件に対処するためのメカニズムを協会内部に設けるべきであるという声があがった。その一つの結果が、BART の件で不当解雇に対する訴訟を起こした技術者をサポートするために IEEE が提出した、「裁判所の友意見書」(amicus curiae brief)である。また、数年後には、MCC(Member Conduct Committee)が設置された。これは、不適切な行為をした IEEE

会員に対する懲戒手続きの発議と、そして、倫理綱領の厳守に努めたがゆえにかえって上司たちの反感を買い、不当な制裁を受けることになった IEEE 会員の調査と支援勧告を行うという、二つの役割を担っていた。

1978 年の成立後まもなく、MCC はヴァージニア・エジャートン(Virginia Edgerton)の件でも彼女に対する支援を勧告した。しかしそれ以来、おそらく MCC のサポート機能の存在についての周知がまったく不十分であったために、このメカニズムは 18 年間ほぼ睡眠状態にあった。

2. 90 年代初期

90 年代の初め、USAB-EC (IEEE United States Activities Board Ethics Committee) は IEEE の倫理サポート活動を活発化するためのプログラムを明らかにし、MCC 調査委員会の勧めに従って、倫理綱領とそれをサポートするメカニズムの存在を会員に周知するための提案を行った。そのなかには、倫理ホットラインの開設、倫理的技術者を資金援助するための基金の設立なども含まれていた。この提案は USAB の支持を得て決議され、その後、IEEE 理事会へと上げられた。理事会は必要に応じて調査委員会を指名するなどして綿密な調査を行ったうえで、1994 年 11 月、最終的に USAB-EC の提案に従う方針を決定した。そこでの決定事項のなかには、倫理綱領を会員証の裏に印刷して各会員に配布することをはじめとして、*Institute* または *Spectrum* といった IEEE の出版物を通じて定期的に倫理に関する論文を公刊すること、倫理ホットラインおよび倫理サポート基金の計画を推進するといった考えが含まれている。そして、1995 年 1 月の理事会では、こうした計画を実行に移すメカニズムを構築するために、独自の倫理委員会が選出されたのだった。

3. 倫理委員会の仕事

最初の三年間で実際に EC(IEEE Ethics Committee)が行ったのは次のような活動である。毎年会員に倫理綱領を配布すること、隔月で *Institute* に倫理に関するコラムを掲載すること、倫理的技術者を援助するためのガイドラインを作り公表すること、そして、インターネットを通じて倫理関連の問題を互いに議論し合うことができるように、EC ウェブサイト (<http://www.ieee.org/committee/ethics>)やオンライン・フォーラムを開設することなどである。

こうした EC の活動は、大学や産業界で工学倫理のコースを準備したり、工学倫理の紹介に務めている人々に情報とアドバイスを提供する役割を果たした。より最近では、EC は大企業の倫理担当役員からなる EOA(Ethics Officer Association)と連携・協力して、産業界における工学倫理の発展に努めている

それ以外の EC の主要な活動に、倫理ホットラインの運営と倫理サポート基金設立のための計画立案があった。倫理ホットラインの運営については、1995 年の 11 月に理事会によって承認され、1996 年の 8 月から実施されたが、倫理サポート基金の設立については、計画を理事会の議題

にあげるところまでは進んだものの、税金との関係である問題が発生したため提案は取り下げられ、満足のいくような解決には至っていない。

4. 倫理ホットライン

倫理ホットラインの基本目標は、倫理関連の問題についての情報とアドバイスを、そして援助を求めてきた技術者に直接的なサポートを与えることである。また、それに加えて、倫理的問題の重要性に理解を示す経験豊かな技術者仲間と、互いに議論しあう機会を提供することもそこには含まれている。しかし、IEEE の弁護士たちとの話し合いにより、法的アドバイスを与えたり、行うべき具体的な行為の提示は行わないことになっていた。一般に依頼や相談は IEEE に所属する担当のスタッフが（合衆国以外からの電話についてはその地域から選出された EC 委員が）直接対応し、ホットラインを通じて IEEE が協会の名において意見を述べるということは一度もなかった。

依頼および相談の内容としては基本目標にあげたもの以外に、出版物等に関連する問題についての問い合わせ（具体的には、論評者による論文の誤用についての報告や、クレジットのつけ方に関する誤りなど）が多く、また、不法行為や安全を脅かすような行為を含む重大なケースも報告された。例えば、次のようなケースである。

- あるソフトウェアエンジニアは、彼の会社が他社の所有するプログラムをライセンスなしで使用して製品を作ろうとしていることを発見した。
- 他社から購入したコンピュータチップウェーハをテストしていたエンジニアは、売り手から詐取するためにテスト結果を偽るようにと経営側から指示された。
- あるエンジニアは、彼の会社が幼児医療用に製造・販売した人工呼吸装置の安全弁の取り付け方が間違っていたことを発見した。その安全弁はある条件下では幼児を危険な肺の高圧状態へともたすものであった。

このような報告があると、ある場合には、問題解決の手段として MCC を通じて IEEE のサポートを求めたり、あるいは、法律相談を受けるといった選択肢があるとアドバイスされた。しかし、別の場合には、たとえ自分たちが不当に扱われていることが明らかだとしても、訴訟を起こすことは非常に困難であるし、今関わっている問題から手をひいて別の仕事を探した方が得策だろう、と指摘されたこともある。また、ホットラインが MCC のサポートを求めるとアドバイスした結果、MCC による積極的な勧告が行われ、その勧告に対して ExCom(IEEE Executive Committee)も賛同の意を示すといった、満足のいく結果に終わったケースもある。こうした活動は 1978 年のエジャートンの件以来行われていなかったことである。会員のほとんどがこうしたサービスの存在に気づいていなかったというのが大きな要因だと思われるが、実際に重大なケース

はたくさん起こっており、倫理ホットラインが非常に有益なものであることは明らかであった。

5. 賠償責任問題

ホットラインの運営は順調に進み、トラブルが発生する兆候などはまったく見られなかった。ところが、そうしたなか、IEEE の法律顧問が次のような懸念を表明しているという話がアンガーらの耳に入ってきた。ホットラインが原因で IEEE は法的に訴えられることがあるかもしれないという懸念である。そこで EC は実際にそのような可能性があるかどうかを検討することになった。考慮すべき問題は二つである。一つは、「ホットラインが原因で訴訟を起こされる蓋然性はどの程度のものか、そして、どうしたらその蓋然性を最小に抑えることができるのか」で、もう一つは、「われわれは不測の事態に備えて賠償責任保険の契約を結ぶことはできるのか」である。

もし第一の問いが、「ホットラインを通じて行われる相互交流の結果、訴訟を起こされるリスクは存在するか」ということだとしたら、答えは明らかに「イエス」である。しかしこの答えは単に、人間が行うどのような行動も（行動をしないことでさえ）リスクフリーではない、ということの意味するにすぎない。実際 IEEE の行うあらゆる活動が、法的責任に関する何らかのリスクを伴っており、そのなかには訴訟を起こされる蓋然性がホットラインより高いものがある。例えば、IEEE の定期刊行物は、不採用となった論文の著書から訴訟を起こされるかも知れないし、ある企業は、IEEE の刊行物に掲載された論文の中の誤った所説が、自社製品の売上が落ち込んだ原因だと申し立てるかも知れない。また、製品規格との関係で、IEEE の規格委員会(standards committee)の下した決定が、ある製造会社のビジネスに損害を与えたとして申し立てられることだってありうる。ハイドロレベル事件(Hydrolevel Case, 1971-1983)では、まさにそうした状況において発生した損害と法手続き上のコストとして 474 万ドルを支払うよう ASME(American Society of Mechanical Engineers, アメリカ機械技術者協会)は要求された。

「訴訟を起こされる蓋然性はどの程度のものか」という問いもまたあらゆる活動に対して当てはまる問いである。ホットラインに関していえば、これは重大なリスクではないというのがアンガーら運営に携わった者が経験から得た実感であった。しかし、より確定的な答えを得るためにホットラインに類似した活動をより大規模に行っている他の多くの組織に照会することになった。AICPA(American Institute of Certified Public Accountants)、AAUP(American Association of University Professors)、ACLU(American Civil Liberties Union)といった組織の弁護士ないしは法律顧問が提供してくれた情報によると、これらの組織は多年にわたり年間数千本から数万本の電話を受け付けてきたが、この活動が原因で訴訟を起こされたことは一度もないということだった。

実際に訴訟を起こされたことはなかったが、これらの組織はすべて訴訟に備えてしかるべき額の賠償責任保険に加入しているという事実を知り、そこで再び保険契約が問題となった。IEEE 保険委員会(IEEE Insurance Committee)はホットラインの活動が保険の適用範囲に入るかどうかの調査を開始し、そして IEEE のスタッフはこの点について保険ブローカーとの交渉に入った。しか

しながらこの交渉の結論が出る前に、進行中の一切の事柄を中断するようにとの指示が ExCom から担当スタッフへと与えられたのだった。アンガーは ExCom に対して、なぜこのような指示を行ったかについて説明を求めたが、回答は得られなかった。

6. 倫理ホットラインの終了

1997年7月アンガーは、倫理ホットラインはリスクが大きいゆえに閉鎖すべきであるという勧告を、保険委員会が ExCom に対して行ったという知らせを受け取った。アンガーはそれが不適切な勧告であると異議を唱え、保険委員会との話し合いを要望したが、何の返答もないまま、その年の8月の会合で、ExComはこの勧告に従ってホットラインをすぐに中止するよう申し渡した。決定を下すにあたって、この問題に関する EC の見解は一切求められなかった。

7. 行き詰まり：倫理サポート基金を叩きつぶす

活動開始後最初の二年間、EC は倫理サポート基金の計画案の作成を進めた。この計画は、単なるアドバイスの提供を超えるものであり、重要な問題に関わると判断された場合には、IEEE 倫理綱領に従って行動した技術者を資金援助するというものである。EC の提案では、そのための資金は IEEE 会員の自発的寄付によって賄われることになっていた。ところが、1996年の理事会でまさにこれを提案しようというとき、IEEE の弁護士がこの計画は IEEE の 501 条(c)(3)税資格を危険にさらすことになるかもしれないという懸念を表明している、とアンガーらに伝えられたのだった。(米国内国歳入法 501 条(c)(3)に挙げられた規定に該当する団体は公益性があると認められ、寄付金控除を受けることができる。)その懸念は、米国内国歳入庁はこの基金を「個人の利益に供する」(private inurement)ものと見なすかもしれない、という考えに基づくものであった。個人を受益者とすることは、501 条(c)(3)団体に対して厳しく禁じられている。そのような可能性は確かに低いと思われたが、計画を実行に移す前に十分な注意を払うに足るものでもあった。結局、IEEE は弁護士の助言に従って、こうした活動が許可されるかどうかを示す「上級決定書」(advanced determination letter)を、米国内国歳入庁に対して求めることになった。これは何ヶ月もの時間と、法手続き上の多額のコストを要するものである。

技術者に倫理的行動を奨励する活動が公共の利益にかなっていることは明らかであり、そのような活動を行う組織が少なくとも非課税団体と認められるに相応しいことは疑う余地がないように思われた。しかし、EC は基金に関する提案をいったん引っ込め、この種の活動を行っている他の団体を調査した。そこから分かったのは次のようなことである。同じく 501 条(c)(3)団体である AAUP は、40 年以上もの間この種の基金を税資格に疑問をもたれることもなく維持し続けていること、そして、もともと個人受益禁止条項は、内部の者が団体の基金を着服するのを防止するためのものであること。したがって、倫理サポート基金を「個人の利益に供する」ものとする解

釈が拡大解釈であることは明白であった。

それにもかかわらず、EC は上級決定書が届くまで提案を遅らせることに同意した。ところが、その後すぐに別の新たな懸念が表明されたのだった。上級決定書の要請は、IEEE に対する米国内国歳入庁の注意を必要以上に喚起し、同庁は IEEE の他の活動についても調査を行うかも知れない。その結果、倫理サポート基金や他の倫理関連事業とは無関係なところで税法上の違反を発見するかもしれない、といった懸念である。ここに至ってとうとう EC の提案は完全に行き詰まってしまったのである。

8. 倫理対策委員会

1997年9月の会合で ExCom は倫理対策委員会を指名した。その任務はホットラインを含む EC の活動を調査し、1998年の早い時期に ExCom に勧告を行うことであった。1998年2月の ExCom の会合で倫理対策委員会は次のように報告した。対策委員会の強い勧めにおされて IEEE 保険委員会は二つの保険業者からホットラインのための保険の入札を得た。レートはまったく妥当なものであった。また、EC は優れた仕事を行っており、ホットラインはすぐに元通りに回復されるべきである。

しかしその際、ExCom の会計係は、上のような対策委員会の出した方針は満足のいくものではないとの助言を保険委員会から得ていると述べ、7月の保険委員会の勧告を引用して、ホットラインはやはり中止すべきであると言い、そして、IEEE の弁護士によればホットラインのリスクは非常に大きいと付け加えた。アンガーにも短い答弁の機会が与えられたので、彼はそこで、弁護士たちの仮説的な議論は EC および他の組織が実際に経験した事実とかなり食い違っていることを指摘した。しかし、技術関連活動の副議長をはじめほとんどがホットラインの運営には反対の様子であり、好意的な意見を述べたのは IEEE 合衆国議長ただ一人であった。

IEEE 議長は弁護士から聞き取りを行うために秘密会を招集した。しかし、新たに EC 議長に再選されたアンガーはこの会に参加することは許されず、結局そのような場で、倫理対策委員会の勧告を受け容れないという決定が下されたのだった。後になってアンガーが倫理対策委員会の報告の写しを要求したとき、彼に対して返ってきた返事は、ExCom が受け容れないと決定した以上、それは実質上存在しないものであって、誰の手許にも残っていないというものであった。

9. アンガーの結論

以上のような事情から、IEEE は倫理的技術者をサポートするという重要な機能を失った。このような事態へと至ったことに対して、アンガーは非常に批判的な評価を与えている。すなわち、EC は倫理綱領に従って業務を遂行した技術者を援助するためにアドバイスを与えることもできず、また IEEE 会員は、トラブルに巻き込まれた倫理的技術者を援助するための基金に、自発的

寄付を行う機会さえ奪われてしまった。このような方向への動きは、1996年のIEEE役員会で表明された方針と明らかに矛盾するばかりか、事実的にも法的にも合理的な根拠を欠いておりいかなる正当化も不可能である、と。そして彼は最後に、まともな議論を押しつぶし、委員会報告を斥け隠蔽したExComの行いは、IEEE会員であることを誇りとするすべての者にとって憂慮すべきことである、と付け加えている。

おわりに

以上が、IEEEの倫理関連事業に関するアンガールの報告である。この種の活動に関してこれまでIEEEは、アメリカの多くの専門職技術者協会のなかでもパイオニア的役割を果たしてきた。また、工学倫理を含む専門職倫理への関心の高まりは今日の時代の流れでもある。それにもかかわらず、当初は順調に進むかに思われた倫理ホットラインの運営と倫理サポート基金の計画は失敗に終わった。アンガールはその主な原因が、こうした活動は法的に大きなリスクを伴うと判断したIEEE上層部にあると考え、この判断がまったく根拠のないものであることと、そして、倫理的技術者サポートのためのメカニズムを構築すべきであるという自己の立場の正しさを、他のIEEE会員に訴えている。

ところで、倫理的技術者のサポートをどこまで行うべきか、ということについては、今後日本の技術者協会のなかでも問題になりうるのではないかと思われる。近年、日本でも多くの技術者協会が倫理綱領の制定や改正を行い、一般会員を対象とする教育・啓蒙活動を行うようになってきた。倫理綱領の存在が広く会員の知るところとなるに伴い、綱領に従って行動した技術者をサポートする機能が協会に求められるようになるであろう。そのとき、ここで議論されているような問題が現れてくるに違いない。現時点では確かに、サポート機能の強化を積極的に推し進めようというアンガールのような立場は、少数派に属するといえよう。しかし、今後の工学倫理のあり方や、倫理関連事業に伴う法的または経済的リスクをどう捉えるか、といったことを考えるうえで、アンガールの意見は決して無視することのできないものである。

(大野 波矢登)